慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	アドリヤチック問題
Sub Title	
Author	板倉, 卓造
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.1 (1918.) ,p.17- 40
JaLC DOI	10.14991/001.19180100-0017
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180100-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

本論文中に於ける引用書

岡松博士　法律行爲論
神戸博士　契約總則
Behrend　Lehrbuch des Handelsrechts
Biermann　Bürgerliches Recht Bd. I.
Eltzbacher　Die Handlungsfähigkeit
Gierke　Deutsches Privatrecht
Gleitsmann　Vereinbarung und Gesammtakt
Kuntze　Der Gesammtakt
Lehmann　Lehrbuch des Handelsrecht
Derselbe　Das Recht der Aktiengesellschaften
Örtmann　Bürgerliches Gesetzbuch Ites Buch
Renaud　Das Recht der Actiengesellschaften
Tuhr　Der Allg. Theil des Deutschen Bürgerlichen Rechts

アドリヤチック問題

板倉卓造

一

南方スラヴ統一運動の盛なること今日より甚だしきはなし。而して其運動の目指す所が第一に墺匈國を分裂して現に其壓制政治の下に在る南方スラヴを解放し以て塞爾維と黑山國と合してアドリヤチック海に臨む一大國家を建設するに在るが故に現下の戰爭に於て墺匈國の敗亡を期するものなること勿論なりと雖も其南方スラヴの一大國をアドリヤチック海に臨で建設するは多年同海を以て自國の一湖水と爲さんとし隨て同海の東岸一帶の地を其一手に領有せんとするの野心を有する伊太利に取りて一大事なりと云はざる可からず。即ち南方スラヴ統一運動は一方に於て墺匈國の敗亡を期せざる可からざると同時に他方に於ては伊太利に對して其主張を固守せざる可からざる其結果、今や南方スラヴ統

一運動と伊太利の所謂帝國主義派との間に一大衝突を釀しアドリヤチック海東岸の領有に就て互に論難を交換しつゝあるは歐洲の國際政局に於て最も顯著なる事實なり。南方スラヴ統一運動の由來及び其主張に就ては茲に之を記述することを避く可しと雖も(註一)其運動の如何に熱心活潑なるやに就ては一言を附記するの要あり。如何となれば是れアドリヤチック問題が今日歐洲の一問題として人の注意を喚起するに至りたる其謂れと現狀とを說明するものなればなり。

(註一)　南方スラヴ統一運動の由來及び主張に就ては「三田學會雜誌九月號林教授の「南スラヴ統一問題」及び十一月號拙稿「Jugoslav 運動の主張」參照

南方スラヴ統一運動の最も活潑なる機關は倫敦、巴里、ペトログラード、市俄古、ゼネヴァ等に設けられたる南方スラヴの委員會(コムミッテイー)なり。此委員會は墺匈國より國外に逃亡したる其治下のスラヴ人より成りダルマチヤ、イストリヤ、トリエスト、クロアチヤ、ボスニヤ、カルニオラ及び匈牙利に於けるスラヴの各種政治團體の代表者を含めり。彼等の活動は主として聯合國の政府及び國民に對し其主張を訴へ以て其同情と援助とを求めんとするに在るが故に前記の各地に委員會を創設すると同時に直に聯合國の各政府に對して陳情運動を開始したり。即ち巴里の委員會は一九一五年五月當時の佛國外務卿デルカッセ氏と露國の駐佛大使イスウオルスキー氏に宛てゝ陳情書を呈出したるに次て翌六月倫敦の委員會は當時病中のサー、エドワード、グレーに代て外務大臣の事務を見たるクリユウ卿に面接して其計畫と希望とを陳述したるを其活動の第一着手として爾來その機關雜誌、不定期發行のパンフレット及び著書に依り盛に南方スラヴの統一、新國家の建設、墺匈國の解體、就中アドリヤチック東海岸の領有に就て排伊的プロパガンダを試みつゝあり。而して是等の運動に從事するものは墺匈國より逃亡したる避難民なりと云ふと雖も其中心的人物中には本國に於て政治上、社會上多大の勢力と信望とを有する多數の有力者を網羅せる其中にも彼等の多くが又熱烈なる排伊論者なることは最も顯著なる特徵なりとす。今日にては南方スラヴの運動は米國は固より亞爾然丁、智利、秘露、ボリヴヰヤの南米諸國にも及び歐洲の中立國にては瑞西ゼネヴァに其中央機關を有する南方スラヴ三民族の合同青年團(註二)最も著名なり。更に彼等の運動は伊太利國內に於てすら盛にして前記倫敦及び巴里の南方

スラヴ委員會より發行する機關雜誌(倫敦にて發行するものは英文にして巴里は佛文)の如き廣く行はれつゝあるのみならず開戰後彼等のプロパガンダが初めて着手せられたるの地は實に羅馬にして彼等は暫く羅馬を根據地として本國のスラヴ三族に檄し墺匈國に反抗して塞爾維、黑山國及び聯合國の味方軍に投ぜんことを勸說激勵したるの事實あり。(註三)

(註二)　"La jeunesse, Serbe. Croate, et Slovène réunie"

(註三)　Salvatore Raineri : Mastery of the Adriatic and the Jugo-Slav Question. p. 11 參照

之に加ふるに南方スラヴ統一の運動は單に彼等スラヴ人間の運動たるに止まらず英國及び佛國に於ては其著名なる學者、著述家等に依て之を援助せられ南方スラヴ統一に關する大小の著書の開戰以後刊行せらるゝもの非常にして其數量より云はゞ此運動と共に今日歐洲國際政局の懸案たる波蘭獨立及びボヘミヤ獨立の二大運動よりも著しく盛なるを認めざる可からず。就中英國に於ては南方スラヴ問題に就ての專門的研究家にして Southern Slav Question 其他の著者たるゼットン、ワットソン氏(現に倫敦大學の講師たり)の如き若しくは現にタイムスの外交主筆にして有名なる Hapsburg Monarchy (註四)の著者たるウキッカム・スチード氏の如き其最も熱心なる同情者なり。但し是等の學者、著述家の聲援者が南方スラヴ委員會の主張を悉く支持するものに非ざるは勿論にして殊に同委員會がアドリヤチック東岸の地帶トリエスト以南イストリヤ半島よりフイユメ、クワルネロ群島及びダルマチヤ並に其沿岸の群島全部を新國家に領有せんことを期するに對して何等の留保なく之を承認するものに非ざるは其著書論文に依て明白に之を看取することを得べきが故に對伊態度に就ては各々多少の差違ありと雖も伊太利がアドリヤチックの全海面と其兩岸を支配せんとするの企圖に對して全然反對なるの一事に至りては何れも其所見を一にするものと云ふことを得べし。

(註四)　スチード氏の墺匈國に對する今日の意見は其「ハプスブルグ王國」の當時と著しく變動したるを認めざる可からず如何となれば同氏は其舊著に於て墺匈國の保全を期待したりしものなるに今の同氏は所謂ハプスブルグ王國の解體に依て南方スラヴの新國家を建設せんことを主張するものなればなり

伊太利の國内にはアドリヤチック東岸の地に敢て多くを望まず所謂ヴェネチヤ、ジユリヤと稱せらるゝ本來地理的に伊太利に屬す可き少許の地域を領有するを以て滿足する一派なきに非ず。現時の同國政界に非常の聲望を有するビッソラチー氏の率ゆる改良社會黨の如き即ち是れなり。然れども伊太利が其遂に戰爭に參加するの決心を爲したるは決して斯の如き小地域の報酬に甘んじたる故に非ず。即ちアドリヤチック海を以て名實ともに自國の湖水と爲すの大野心を今日の機會に實現せんことを期したるものに外ならざるが故に其東海岸に對する領土的野心の規模は自ら著しく大ならざるを得ず。其最も甚だしきに至てはトリエスト以南ダルマチヤの沿岸及び群島より南下してアルバニヤの北部に到る東岸一帶の地を獲得せんことを主張するの極端論者もなきに非ずと雖も(註五)少なくとも伊太利は其南端を北部ダルマチヤの西南地方に限り夫より以北、現在の國境に達する海岸を領有せんことを期するものと認めらる。更に之を詳說すれば伊太利はチロールの高地よりアドリヤチック海に下り同海とダニユーブ河との領水界を爲すジユリヤン、アルプスの南下山脈を以て其新國境と爲さんことを企圖するものなるが故に其新國境内にはゴリチヤ、ガルニオラ、トリエスト、イストリヤ、北部ダルマチヤの西南境及びダルマチヤ群島を包含することゝ爲る可し。之に依て伊太利は新に約一百萬の南方スラヴを支配するに至る可しと計算せらる。(註六)

(註五)　New Europe, Vol. I, No. 2; Adriatic Imperialism 參照

昨年伊太利のアドリヤチック海に面せる南方の主要港たるバリの商業會議所がアドリヤチック及び其東岸を當然伊太利に於て領有す可き旨を決議したる其決議書中に曰く「アドリヤチック海は全部吾人の領有たり又安全に吾人の領有たる可きに止まらず尚ほ之に加ふるに吾人は同海の沿岸及び同海を圍繞する地域を所望せざるを得ず。即ち是等の土地を其母國に復歸せしむるは伊太利が自國の安全を保持する權利を有する承認たるのみならず其本來の性質及び傳說に鑑みるも然らざる可からず。抑々伊太利は北方に於てアルプス山脈に圍まれ此一帶の山系に依て其眞の國境を爲すものなるが此國境内には曾てはカルニック及ジユリヤンの兩アルプスを含み隨てゴリチヤ、トリエスト及びイストリヤを包容したるのみならず更にカッペル山脈に隨て南下しフイユメ、其沿岸及びクアルネロ群島をも加へ遂にダナリッ

ク、アルプスに沿てラグサ及カツタロを通過しダルマチヤの南端に達したるものなク。是等の領土は今や伊太利に回復せられざる可からず。是れ吾人が海外の伊領に新植民地を建設せんことを欲するが爲めに非ず。實に吾國土の離散したるものを一體に結合し以て其本來當然の地形を伊太利に附與し且つ將來發展の爲めに要する基礎を作らしめんが爲めに外ならず云々」と(Rainori: Mastery of the Adriatic, p. 29)

（註六）　Savic: Reconstruction of South-Eastern Europe, p. 152. 參照

而して伊太利がアドリヤチックの東海岸に於て以上の新領土を主張するには凡そ三の根據あり。

一、アドリヤチックの東岸は昔時ヴエニス共和國に屬したるの歴史的因緣あり。而してヴエニスの歴史は伊太利の歴史の最も光輝あるページを作るものゝ一なるが故に現時の伊太利はヴエニスの正當なる相續者としてアドリヤチックに於ける當年の誇ある支配を再新せざる可からずとの歴史的根據。

二、伊太利は是等の地域の到る處に散在する伊太利人を統一して所謂民族統一を完成せざる可からずとの民族主義的根據。

三、伊太利はスラヴの新大國に對して堅固なる自然的國境を有せざる可からずとの國防的根據。

依て右の三根據に對し南方スラヴ統一論者の加ふる反駁論を觀ふの要あり。

三

一、歴史的根據に對する反駁　ヴエニス共和國がアドリヤチック東岸に不斷の野心を懷き中世紀を通じて征服に依て之を領有せんことを企て遂に十三世紀の頃イストリヤ半島の東部及び其附近海上の大島を占領したりしも其ダルマチヤの諸都邑及びダルマチヤ群島の大部分を得たりしは夫れより二百年後の一四二〇年にして其悉くダルマチヤを獲得したるは更に夫れより約三百年後なる一六九九年なり。其後百年を經たる一七九七年カムポ、フオルミオの條約に依て墺地利に之を割讓するまでヴエニスは前後數百年に亘て之を領有したるものなること歴史に明なる事實なり。然れども此事實ありしが爲めに伊太利は今日是等の地域を領せざる可からずと云ふが如き論法の認むる可からざるは現在歐洲に國を爲すものにして曾て苟も他國の支配に屬したることなき所謂金甌無缺の歴史を有するの例絶無なるの事實に鑑みて之を知る可し。況やヴエニス共和國の支

配は數百年を通じて悉く壓制暴虐の歷史にして伊太利はヴェニス共和國の歷史を以て其伊太利の歷史の光輝あるページを作るものなりと云ふと雖も南方スラヴに取りては徹頭徹尾怨恨憤慨の歷史なるに於てをや。之を思ふときは之と時を同うして南部ダルマチヤのサビオンセロよりカッタロ灣に至る海岸及び海上の諸島を併せてラグサに起りたる全スラヴのラグサ共和國が其文學技術及び商業に於て燦然たる光輝を放ちたるの當年の盛時は南方スラヴに取りて最も誇ある歷史なりと云はざる可からず。後ナポレオンに依て滅ばされたりと雖も彼が統一伊太利王國を建設するに際して彼は決してラグサ共和國を之に併合することを企圖せず其住民の特性に鑑み是等アドリヤチック地方を合一して新にイリヤ王國なるものを創建し其首府をライバッハに設けたるは即ち伊太利がヴェニス共和國云々の歷史的效力を中斷したるものと云ふ可し。

二、民族主義的根據に對する反駁　一九一〇年墺匈國政府の統計に據ればアドリヤチック東岸地方に於ける伊太利人、スラヴ及び獨逸人の分布左の如し。

地方	面積	伊太利人	スラヴ	獨逸人	合計
ダルマチヤ	一二、八四〇キロ	一八、〇二八	六一二、六六九	三、〇八一	六三三、七七八
イストリヤ	四、九五六	一四五、五一七	二二四、四〇〇	一二、七三五	三八二、六五二
トリエスト	九五	一一八、九五九	五九、九七四	一一、八七〇	一九〇、八〇三
ゴリチヤ	二、九一八	九〇、一一九	一五五、〇三九	四、五〇〇	二九九、六五八
合計	二〇、八〇九	三七二、六二三	一、〇五二、〇八二	三二、一八六	一、五〇六、八九一

伊太利の主張する如く伊太利人がアドリヤチック東岸の地に散在すること右表に據りて疑ふ可からずと雖も其面積最も大にして其人口最も多きダルマチヤに就て之を見よ、伊太利人は全人口の僅に三パーセントよりも少なり。民族主義を云々してダルマチヤに對し伊太利が何等有力なる口實を有せざるを知る可し。若し夫れイストリヤ、トリエスト及びゴリチヤに對しては伊太利はダルマチヤよりも比較的有利なる主張を有すること右表の示すが如くなれども尙ほ之を以て領土獲得の論據とは爲すことを得ず。即ちイストリヤ半島にては其人種的區分は最も明にして伊太利人は半島の西岸に密集するに反しスラヴは其中部及び東岸に住し然かも其割合はスラヴが總人口の約六十パーセントなるに對し伊太利

八は四十パーセントを有するに過ぎず。唯だトリエストに至りては伊太利人甚だ優勢にして總人口の六十六パーセントに及ぶに反しスラヴが僅に三十四パーセントに過ぎざるの事實は伊太利がトリエストに對する領土的主張の有力なる口實を供するものなれども唯これのみにては未だ以て充分なる根據と爲すを得ざること後段に記する所の如し。ゴリチヤに就ても亦伊太利人とスラヴの定住地を明白に分界することを得べしと雖も大體に於て其國境に接する地域のイソンゾ河に達する範圍を以て伊太利人の專住地とするの外は一に優勢なるスラヴに屬するものとす。其人口の分布より云ふもスラヴは總體の五十パーセント以上なるに對し伊太利人は其約三十パーセントに過ぎず。アドリヤチック東岸に於ける兩人種の人口の分布果して斯の如くなりとせば伊太利が民族主義的根據に據りてダルマチヤの領有を主張することの全然不可能なるを認めざる可からず。イストリヤ、トリエスト及びゴリチヤに就ては兩者の間に領土の分配を協定するの途こそあれ伊太利をして全然これを領有せしむるの理由はある可からず。唯だ墺匈國がヴエニス共和國を繼承したるとき官用語として伊太利語の使用を

も引次ぎ近時まで之を持續したるの一事は恰も伊太利人の勢力の盛なるを示すが如くなれども之あるが爲めにアドリヤチック東岸のスラヴは決して伊太利化したるに非ず、否なヴエニス共和國の支配は數百年に及びたれども其久しき間伊太利は其對岸に一の重要なる植民地をすら建設すること能はざりし事實に鑑みるときは伊太利人の勢力の甚だしく微弱なるを知る可く隨て伊太利が民族主義の根據に據りてアドリヤチックの東岸を南方スラヴより奪はんとするの無法なるを認む可し。就中伊太利が最も渇望するダルマチヤ群島の如きスラヴの十一二萬なるに對し僅に一千五六百を數ふるに過ぎざるのみならず是等のスラヴは本來羅馬加特力教を信ずるに拘はらず數世紀に亘り其法會（マッス）に羅典語を用ゆることなくグラゴリツツアと稱する古きスラヴ語を以てせんことを主張したる結果、羅馬法皇は遂に之を承認するの止むを得ざるに至りたると云ふはまず〳〵以て伊太利人の感化力の微弱なるを證するものと解す可し。

四

三、國防的根據に對する反駁　アドリヤチック海の東西兩岸を對比して何れが

良好なる港灣に富むやと問はゞ何人も東岸の優れたるを認めざるを得ず。即ち伊太利はアドリヤチック海に臨みて北にヴエニスと南にブリンヂシを有するに過ぎず。是等南北兩港の距離三百哩以上の其間にアンコナ及ばバリの二港ありと雖も貧弱云ふに足らざるが故に伊太利は口にアドリヤチック海を以て自國の湖水なりと稱すと雖も實は依て以て其海權を制するの便を有せざるのみならず其海岸の要所に良港を有せざるは即ち敵の海上よりする攻擊に對して、無防備の危險に晒らさるゝものと云はざる可からざるに反し其東岸に於てはトリエストよりヴアロナに至る間容易に防備を施すことを得べき多數の港灣を發見す。即ちポーラ、フイユメ、セベニコ、スバラト、グラヴオサ（ラグサ港）及びカッタロは優に之を良港と稱することを得べく若し尙ほ之に加ふるに黑山國のアンチヴアリ並にヅルシニヨー及びアルバニヤのヅラッツオーを以てせば一層その優勢なるを認む可し（註七）。伊太利が其對岸にスラヴの新進國の興るを喜ばざるは多く之が爲めにして伊太利をして云はしむれば自國の東岸の國防的安全を期せんが爲めには其對岸一帶の地を領有せざる可からずと主張するものなり。殊に新興の南方スラヴの背後には全スラヴの盟主なる露國のあるあり。南方スラヴの新國興りてアドリヤチックの東岸を領有することあらんか同海に於ける伊太利の勢力は多年ならずして露國の爲めに脅かさるゝに至らざるを得ず。要するに同海の東岸を他國の手に委するは伊太利の安全を危ふするものなるが故に自ら之を占領支配せざる可からずと云ふもの即ち伊太利の國防上よりする東岸領有論の根據なり。

（註七）　Evans Lewin : German Road to the East, pp. 252-3 參照

之に對する南方スラヴ統一論者の反駁の論據には種々あり。

一、南方スラヴは其統一の目的を達して他日アドリヤチックの東岸に一新國を建設することあるも其海岸に海軍を設くることを欲せず、又それを設くるの要もなければ其手に東岸を領有するも決して伊太利半島の東岸防備を脅かすが如き危險あることなし。南方スラヴは飽まで伊太利と親交を維持することを期するものなるが故に若し必要とあらば伊太利は南方スラヴよりアドリヤチックに於て海軍を設けざるの保證を與へらるゝことに依て安心し得べき筈なり。（註八）

（註八）　The Southern Slav Library No. I : The Southern Slav Programme p. 28 及び New Europe vol No. 2 : Adriatic Imperialism 參照

二、若し伊太利にして飽までも東岸の領有を固執し遂に之を獲得するに至らんか南方スラヴは其當然の領土を横奪せられ同民族を分裂せしめられたるに對し永遠の怨を懷き伊太利に對して Irredenta Slava の運動に出づ可きは最も明白なる成行なる可きが故に伊太利は國防上の理由に依りてアドリヤチック東岸の領有を主張しながら却て其國防上の危險をスラヴに向ひて自ら使嗾するの撞着を演ずるものと云はざる可からず。一旦スラヴの間に其怨恨を買ひたる上はスラヴは將來その最終の志を全ふするまで其排伊的宿怨を忘るゝことなかる可ければ伊太利の新國境は一日も其不安を免かれざる可し。形勢果して斯の如くならんには伊太利は今日南方スラヴの背後に露國が他日アドリヤチックに其勢力を進出することある可きを憂慮すと雖も其對スラヴ關係が常に不穩不安なるに乘じて伊太利の永久の讐敵たる墺地利もしくはアドリヤチックに危險なる野心を包藏する獨逸も亦何時如何なる陰謀を企つるに至るやも知る可からず。即ち伊太利自身の安危に鑑みて其スラヴの本來の領土を窺ふの最も不得策なるを知る可し。是れ南方スラヴの爲めにアドリヤチック東岸を得せしめんとする論者の悉く一致する論據なり。

三、伊太利は其半島の東岸を防備し且つアドリヤチックに於ける海上權を把持するが爲めには必ずしも對岸一帶の地を領有することを要せず。唯その必要なる要所のみを占領することを得ば優に其目的を全ふするに足る可し。例へばセットン、ヴットソン氏の說に據れば現にアドリヤチック東岸には五箇の要所ある其內にてトリエストとポーラとは聯合軍にして完全なる勝利を得んには之を伊太利に割與せらるゝこと一般に承認せらる可し。第三のルッシンピッコロ島はポーラの背後を掩護しクワルネロ灣とフイユメ港の入口を扼するの要地にして第四のリッサ島は便利なる港津を有し之に據るときは以て中部ダルマチヤの全海岸を制するの理想的根據地を發見す可し。若し夫れ最後のヴアロナに至ては既に伊太利の掌中に歸し列國中其永久の占領に對して異議を試みるものなく伊太利は容易に之を地中海上最良港の一たらしむることを得べし。以上の五要所を

得るも尚ほ不充分とあらんには永遠の保障として伊太利はセベニコとカツタロの要塞撤廢及びダルマチヤ海岸の中立を要求することもある可しと雖も其以上は開戰の際聯合國の聲明したる理想に伴はざるものにして歐洲改造の基礎たる民族主義を濫るものなり（註九）。此故に伊太利は上記の條件に依て南方スラヴとアドリヤチックの協定を遂げんには其東岸全部を領有するに及ばずして以て充分その海上の制御と國防の安全を期することを得べし。但し此説の當否を判斷せんが爲めには尚ほ進でアドリヤチック東岸に於ける各部の一層詳細なる地理的、經濟的及び政治的の研究を要すること勿論なれども今は其暇なきを遺憾とす。

（註九）　Seton-Watson : Balkans, Italy and the Adriatic, pp, 71-2 參照

五

然れども少なくともトリエスト、イストリヤ半島、フイユメ、ダルマチヤ沿岸及びダルマチヤ群島の所屬に就ては多少の説明を附記することを要す。

トリエストが殆ど純然たる伊太利人の海港なることは其全人口十九萬の中、約十二萬が伊太利人にしてスラヴは僅に六萬に過ぎざるのみならず其多數は市外に散住するの事實に依て明白なるが故に單に民族主義より云はゞ當然伊太利に割與せられざる可からず。此一事は南方スラヴと雖も爭ふこと能はざる所なれどもトリエストの所屬を決するには唯だ一民族主義にのみ據ることを得ず。就中考慮を要す可きは其商業的繁榮の依て以て維持せらるゝ所以の主力たる其背後地との關係如何の問題是れなり。蓋しトリエストが今日の繁榮を來たし且つ將來永遠に其繁榮を持續するの主力は一に其背後にアルプス山系中の諸地方は勿論、一方には上下兩墺地利、ボヘミヤに及び他方には南方獨逸、殊にバヴアリヤに達する廣大なる地域を控ゆるの事實に歸せざる可からず。此故にトリエストを以て伊太利に從屬するものとするも之を全然同國の關稅制度に依て支配せしむるは決して同港の繁榮を期する所以に非ざるを以てトリエストは之を伊太利の自由港として保存し同國の關稅制度外に置くことを要す。（註一〇）此トリエスト自由港説は伊太利と南方スラヴとの兩主張を折衷したる妥協論にして多くの贊成者を有するのみならず伊太利は其參戰前墺匈國との交渉に於て一九一五年四月八日電信に依て最後の要求を提案したる其要求の一箇條としてトリエストを

自主獨立の一國と爲さんことを提案したるの事實より見れば其之を自由港として伊太利の領有に歸せしむるの案は同國の最初の意圖に比して更に一歩を進めたるものと評せざる可からざるが故に此妥協論は伊太利に於て必ずしも之を排斥す可きに非ずとの説もあれども伊太利がトリエストを斯る曖昧なる地位に置くを排するは近時ます〳〵北部伊太利に其商業的侵略を試みつゝありし獨逸をして次で此地をも侵略せしめ更に之に其政治的勢力を及ぼすの危險あるを恐るゝが爲めなるを記憶せざる可からず。

（註一〇）　Seton-Watson; "The Issues of the War," The War and Democracy, pp. 263-4 ——Wickham-Steed; "A Programme for Peace," Edinburgh Review, April 1916 參照

若し夫れイストリヤ半島に至りては前にも記する如く其西岸は伊太利人の占住する所にして內地及び東岸はスラヴの定住する地なれば民族的に其所屬を明にすること最も容易なり。故に伊太利にしてイストリヤ半島の西岸を領有すせば今日墺匈國海軍の根據地たるポーラも共に之を獲得するに至る可し。トリエストとポーラにして一旦伊太利の掌中に歸せんか即ちアドリヤチックの海上權も亦自ら同國に歸せざるを得ず。之に加ふるにイストリヤ諸島及びダルマチヤ群島中のリッサとアルバニヤのヴアロナとを以てせんには伊太利のアドリヤチック海に於ける軍略的地位は最も安全なりと云はざる可からず。即ち伊太利はアドリヤチックの東岸に於て前記の各地を獲得することを得ば以て同海上に於ける多年の野心を實にし且つ自國の防衛に永遠の安堵を得るものなるが故に同國は須らく之にて滿足す可しと唱ふるものあり（註一一）。伊太利にして若し南方スラヴの新國建設を止むを得ざるものと認むるものならんには其アドリヤチック東岸に對する要求は之を此程度に止むるを以て恐らくは其公正を得たるものと爲す可きに似たり。

（註一一）　Wickham Steed; "Austria and Europe," Edinburgh Review, January 1917. 參照

フイユメはトリエストと反對に寧ろスラヴ人の港なり。如何となればフイユメは其接隣のスシヤックと合して伊太利人の二萬五千に對しスラヴは四萬五千を有すと稱せらるればなり（註一二）。加ふるに南方スラヴの爲めに將來アドリヤチックに於ける唯一の實用的出口を爲すものはフイユメに外ならざる故に之を

伊太利に與ふるは民族主義より云ふも又スラヴ新國の經濟的獨立より云ふも不當なりと評せざる可からず。是れ公平なる評論家の多く一致する所なれども伊太利をして云はしむればフイユメの地たる其經濟的背後地を爲すものはトリエストと略ぼ同一地域にして即ち其ミユンヘン、ブラーグ、維也納、ブダペストに至るの距離はトリエストよりするものと殆ど同一なるのみならずバルカンの諸中心に對してはトリエストよりも近きを以て將來アドリヤチックに於ける商業は自らトリエストの繁榮を奪ひて之をフイユメに移すに至らざるを得ず。少なくとも兩地の間には激烈なる競爭を現出し爲めにアドリヤチックに於ける伊太利の商業及び海運業上の勢力を破壞するに至る可きを以てフイユメはトリエストと共に之を伊太利の支配に屬せしめざる可からずと主張するものなり。

（註一二）　The Southern Slav Library, No. 1, The Southern Slav Programme, p. 24. 參照

最後にダルマチヤ沿岸及びダルマチヤ群島に至りては總人口六十餘萬の中その大多數はスラヴにして伊太利人は二萬にも達せざるの少勢力なれば伊太利は之に對して領土的要求を爲すの何等の口實を有するものに非ず。强て伊太利の爲めに口實を構ふれば國防上の目的の爲めにダルマチヤ群島中に海軍根據地を得せしむ可しと云ふに在り。是れ伊太利が墺地利に對する前記一九一五年四月八日の最後の要求にクルゾラ島の割讓を固執したる當時にも唱へたる所にして又公平なる評論家中にも群島中の一（例へばリッサ）を伊太利に與ふるを是認するものあること前に記したる所の如くなれども最近發表せられたる所に據れば英佛露三國は伊太利を遂に聯合國に引入れんが爲めにダルマチヤ沿岸 Zara (Zadar) の北方より南下して Trau (Trogir) と Spalato (Split) 間の一地點に至る沿岸及び附近海上の諸島を與ふることを以て約したるものなりと云へば（註一三）南方スラヴは之に依て其重要なる領土を失ふものと云ふ可し。

（註一三）　昨年九月十日のタイムスに載せたるミラン特電參照

之を要するにアドリヤチック海を所謂 Mare Clausum とするや將た Mare Liberum とするやの伊太利對南方スラヴの抗爭は南方スラヴ統一運動の氣勢の高まるに隨てます〳〵激甚なるの觀あり。而して此一事は聯合國の講和に對する步調を濫るの恐あるものとして最も憂慮せらるゝ所なり。然るに最近伊太利に於ける

世論の傾向は稍や南方スラヴに對し同情ある態度に出づるの徴なきに非ず。現に塞爾維總理大臣パシッチ氏の如き去る九月羅馬に赴きて伊太利政府と何等かの協定を遂げたるの事實あり。形勢の變化果して斯の如くならんにはアドリヤチック海上權の抗爭は幸に圓滿なる解決の端緒を得るに至るやも知る可からず。

（註一四）是れ最も慶す可きに似たれども伊太利のアドリヤチック海上權と云ひ若しくは南方スラヴの統一と云ひ一に聯合國が完全なる戰勝を博したる曉に於て始めて現實なる問題たる可きものにして伊太利敗戰の現狀に於ては遺憾ながら其解決もしくは實現は今や之を確實に期待すること能はざるに至りたるに非ざるやを恐るゝものなり。

（註一四）昨年八月七、九、十、十六日のタイムスに載せたるミラン特電參照（十二月九日）

米切手（上）

幸田成友

米切手は通例西ノ内・仙花の如き堅き紙を縦に三分したるものを用紙とし、縦一尺二三分横四寸五六分あり、又稀には全紙を四分したるもあり。切手面には俵數を第一に掲げ、次に切手引替に右の俵數を交付すべき旨を記し、最後に何藏と記せり。

切手面の俵數は藏藏により、或は二十俵なるあり、二十五俵なるあり、又三十俵なるもありて、一定せずと雖も、此は一俵の内味の不同によるものにして、二俵にて一石となるものは二十俵、二俵半にて一石となるものは二十五俵、三俵にて一石となるものは三十俵と記す。即ち切手一枚を以て十石を代表することは皆同じ。

本文は藏藏により相違あり、最も簡單なるは「右可二相渡一也」と記し更に之に「水火之難不レ存候」と附加せるあり「右代銀相濟預也、尤水火難不レ存候、以上」、又は「右切過候はば